

## 興福寺所蔵「興福寺別当次第略本」

歴史研究室

昨年度は、興福寺所蔵「興福寺権別当次第」を紹介したが、その際に関連史料として取り上げた「興福寺別当次第略本」(15函54号)の釈文をここに掲げる。この「別当次第略本」は横切紙を、13紙貼り継いだもので、「権別当次第」と同体裁である。巻首は前欠であり、巻尾は本文はそこで完了しているごとくであるが、最終紙奥裏に花押半顆があり、その花押が、「権別当次第」の巻首に半顆ある花押と接続することから、両者は併せて一巻になっていたことがあることが判明した。そして「権別当次第」は興福寺権別当歴代を書き上げたものに対し、「別当次第略本」は興福寺寺務(寺司、別当とも書かれている)歴代を書き上げており、併せて興福寺寺務権別当次第となる。そして「権別当次第」の奥書に「此一巻依有所用子細書了 宝徳二年九月日 大法師(花押)」とあり、宝徳2年(1450)書写本であることがわかる(昨年度年報参照)。

「別当次第略本」の現状は巻子本小本で、縦14.3cm、一紙長は42cm前後のものが多いが3cmのものもあり、ばらつきがある。また各紙に紙背文書があるが、それは、豎紙の文書の上半もしくは下半にあたり、そのうち幾通かは「別当次第略本」中においても、「別当次第略本」と「権別当次第」とにわたっても接続するものがあり両者の共通性は明らかである。

表紙は新補で、外題は標題の通りである。表紙見返に大正10年の佐伯定謙師の識語がある。当本は前欠であり、別当は「已講孝忠」から始まり「権僧正良雅」までの歴代を記する。記載内容は大字で書かれた別当名を中心にその肩に代数・任時の天皇名・閥白名、称号などを記す。下段には、別当補任年月日、補任時年齢を記し、さらに死没の年月日と年齢を記すものもある。さらに事項記載の筆跡には、二通りある。後で書き加えた分には異本と校合があり、それについてには「」を付した。各紙の継目裏花押は「権別当次第」と同じように尋尊の花押である。尋尊の花押は『書の日本史9』所収のそれなどとは異なるが、「春日社經藏經論注文」(13函2号)の尋尊花押(年報1987、口絵・P42~45)とは同一であり、この継目裏花押も(それとともに昨年度年報掲載の「権別当次第」の奥書花押も)尋尊花押とみなしてよかろう。ところで当本は、已講孝忠から始まるが、その肩に「八代」とあり佐伯師識語が指摘するように重文の「興福寺別当次第」とは異なるなど、その記載は簡潔であるとはいへ、検討すべき点がある。すなわち記載事項個々についてみても、就任日時やその年齢、また死没のそれについても重文「別当次第」と異なる箇所が多くみられ、それらの詳細な検討は今後の課題である。今回は「別当次第略本」の釈文を、紙幅の関係で全文は掲載できないので抄文というかたちで掲載した。また、関係写真については前年度年報に数葉掲載しているので参考されたい。(綾村 宏)





(4紙目)	二度 権僧正 号東北院 円玄 大納言隆季子	〔寛喜四年歟〕 貞永元三九日任寺務、五十八、
四条院 二度 禪定院	法印大僧都 円実 前權僧正 定玄	文曆二十三日任寺務、廿二、寺務間九年、寛 元々年十一廿九日辭退、光明峯寺殿自云々、寛 後嵯峨 前權僧正 定玄
後深草院 号光明院	前權僧正 覚遍	寛元二正一日子刻寺務之由被仰了、二日被渡 印鑑了、七十、イ四
同 権僧正 号東院	同 権僧正 公縁	東院、宝治元十二廿八日任寺務、七十三、奉渡印鑑
同 権僧正 良盛	建長二正廿日宣下、同廿七日渡印鑑於東室、 僧正於松、室坊、同年七月十九日春日行幸、貴大 僧正、康元八年八月廿日入滅、七十三	建長八廿一日宣下、六十、
同 権僧正 号弘地院	同 権僧正 尊信	正應五廿八日宣下、五十四、同一年六月十 日被渡印鑑於修南院、
同 権僧正 良兼身弟	同 権僧正 良盛	正應二八十八日宣下、五十伍、
同 権僧正 良兼	同 権僧正 良盛	正應三六十一日宣下、五十七、同五年三月三 日入滅、二日辭退、印鑑奉納、
同 権僧正 実性	同 権僧正 良兼	〔中略、5-7紙目及ビ8紙目前半ヲ略ス〕
同 権僧正 号法雲院	同 権僧正 長惟	明德四發酉正月十六日戌下刻於松林院三度長 者宣被取之、
同 権僧正 信昭 龟山院 後宇多	同 権僧正 長惟 〔関白経嗣〕	応永二乙亥二十一月廿四日於北戒壇院三度長 者宣被取之、
同 権僧正 実性	同 権僧正 円兼 〔関白経嗣〕	応永四丁丑八月八日於東北院三度長者宣被取 之、
文永五廿二廿七日宣下、五十四、同十年四月 十六日辭退、其例者歟、印鑑、新寺務被書見參之衆 也、無其例者歟、印鑑、新寺務被書見參之衆	同 権僧正 長惟 〔関白経嗣〕	至德元年甲子十二月廿五日於東□□三度長者 宣被取之、
渡印鑑於一乘院、建治元年十二月晦日後辭退、 後宇多	同 権僧正 孝憲 〔号密院〕	至徳四年丁卯正月廿八日於西南院三度長者宣 被取之、
法印大僧都 覚遍 後宇多	法院 権大僧正 都覺 雅家	応永七庚寅三月十六日於修南院三度長者宣 被取之、
(10紙目)	同 権僧正 実惠 〔号光明院〕	弘安四四六日宣下、廿五、同十月四日依神木 入洛辞退 同九年五月廿三日転任大僧正卅
同 権僧正 実惠 〔号光明院〕	同 権僧正 実惠 〔号中南院〕	弘安五十二十九日任寺務、六十、同六年十 月日辞退
(8紙目後半)	同 権僧正 号勝願院 伏見院	弘安六十廿七日宣下、六十一、同十一四日被 渡印鑑於修南院云々、
同 権僧正 尊清 円經僧正身弟	同 権僧正 宗懷 〔号西南院〕	弘安元五廿八日宣下、五十四、同一年六月十 日被渡印鑑於修南院、
同 権僧正 覺遍 伏見院	同 権僧正 実懷 〔号松林院〕	正應元五廿八日宣下、五十五、
同 権僧正 長惟 〔関白経嗣〕	同 権僧正 実懷 〔号松林院〕	正應三六十一日宣下、五十七、同五年三月三 日入滅、二日辭退、印鑑奉納、
同 権僧正 円兼 〔関白経嗣〕	同 権僧正 実懷 〔号松林院〕	〔中略、5-7紙目及ビ8紙目前半ヲ略ス〕
(9紙目)	同 権僧正 孝憲 〔号密院〕	〔中略、5-7紙目及ビ8紙目前半ヲ略ス〕
同 権僧正 実惠 〔号光明院〕	同 権僧正 実惠 〔号中南院〕	〔中略、5-7紙目及ビ8紙目前半ヲ略ス〕
(10紙目)	同 権僧正 実惠 〔号光明院〕	〔中略、5-7紙目及ビ8紙目前半ヲ略ス〕

(11紙目)

同僧正号大乘院  
「関白経闇」

同僧正

号東門院

同僧正号大乘院  
「関白経闇」

同僧正号法雲院  
「関白経闇」

応永九壬午五月四日於禪定院三度長者宣被取之、四月廿九日宣下、

者宣被請取之、

応永十二年乙酉十二月十八日夜於東室三度長者宣被請取之、

（コノ間ニ「隆俊」ヲ挿入スル記号アリ）

応永十八年一月五日於法雲院三度長者宣被取之、

（×七）

応永十四丁亥二月十八日夜於西南院三度長者宣被取之、

（×八）

応永十五九月日夜於一乘院三度長者宣被取之、

（×九）

応永十九年十一月廿三日夜於慈恩院三度長者宣被取之、

（×十）

応永廿一五廿八日於東院被請取三度長者宣、

（×十一）

応永廿二月宣下、四十九、

（×十二）

応永廿二月宣下、四十九、

（×十三）

応永廿六年任寺務、同三十年十一月朔日入滅、

四年四月廿八日入滅、六十二、同三十

（13紙目）

同僧正号北戒壇院  
「関白持基」

同僧正

号乘雅

同二度号大乘院

同僧正

号經覺

同僧正

号松洞院

同大僧都

号昭円

同僧正

号密嚴院

同大僧都

号覺雅

同僧正

号光明院

同法印

号東門院

同法印

号法雲院

応永卅一年任寺務、卅七、

年十月廿八日逝去、

応永卅二年十二月廿二日宣下、五十、永享元

退永卅五年三月廿日宣下云々、但大乘院未辭

三月十一日於一乘院三度長者宣被請取之、

定院被請取三度長者宣畢、

永享七十二月廿六日宣下、五十一、

永享八九月三日宣下、同十四日於北戒壇院三

度之長者宣被請取之、

永享九十二月廿二日任寺務、同十二日三度長者

也於東門院請取之、凡人直任寺務末代之次第

嘉吉元永享十三年七月宣下、

宝徳二年入滅、

（×一）

宝徳二年入滅、

（×二）

宝徳二年入滅、

（×三）

宝徳二年入滅、

（×四）

宝徳二年入滅、

（×五）

宝徳二年入滅、

（×六）

（×七）